

ご存じですか？

被災建築物応急危険度判定

「被災建築物応急危険度判定」は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定して表示を行うものです。

国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても地震に対する強さが弱まっている可能性があります。大きな地震の後には数回の余震が予想されますが、弱くなった建物は、余震によって倒壊したり部材が落下したりして人的被害を起すおそれがあります。このため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために、救命・救急・消防活動と並行してできるだけ速やかに応急危険度判定を行う必要があります。

↓被災建築物応急危険度判定の例

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(緑)	(黄)	(赤)
この建物は使用可能です。	この建物に立ち入る場合は十分に注意してください。	この建物に立ち入ることは危険です。

なお、地震発生後の建物の判定には次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

■被災度区分判定

建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

■住家被害認定

「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの

また、建物と同様に、造成された宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

■被災宅地危険度判定

地震や降雨などによる宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害の状況を把握して宅地の危険度を判定するもの ※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と異なります。

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際には、ご協力をお願いします。

木造住宅の耐震診断を受けましょう！

黒潮町では、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備えて、住宅の耐震化を進めています。

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象として、希望する方に耐震診断士を派遣する事業を「無料」で行っています。

自らはもちろん、家族などの大切な命・財産を守るためにも、積極的に耐震診断を受けましょう。



○お問い合わせ

本庁 情報防災課

南海地震対策係

☎43-2188(課直通)

○お問い合わせ 【本庁】情報防災課 消防防災係

☎43-2188(課直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係

☎55-3113(直通)